

いきいきこどもクラブ申込の手引

1 いきいきこどもクラブの概要

児童が安心して楽しく過ごせるよう、遊びを中心に、ルールを守りながら集団生活を行い、児童の心身の健全な育成を図る目的で運営します。クラブは、「学校教育」、「学習塾」、「スポーツクラブ」としての活動ではありません。そのため、自習時間はありますが、学校や学習塾のように学習指導は行いません。

2 入会の要件

次の①と②の条件を2つとも満たしている児童

① 小学校1～6年生の児童

② 同一世帯の18歳以上70歳未満の方全員が次の(1)～(4)のいずれかに該当すること

(1) 月～金のうち3日以上かつ1日4時間以上かつ15時以降まで（勤務地が東広島市外の場合は、14時30分以降まで）継続して3か月以上勤務していること

※土曜日の利用を希望される場合には、保護者が土曜日に継続的に就労していることなどが利用の要件です。土曜日は、原則お住まいの中学校区内で開設しているクラブを利用させていただきます。

(2) 長期疾病などにより児童と過ごすことができないこと

(3) 長期にわたり、親族の介護・看護などにより児童と過ごすことができないこと

(4) 産前3か月産後3か月の期間にあること

3 申込方法と申込受付期間（新規入会・継続入会ともに同じです）

＜申込方法＞

在職証明書等の必要書類を用意し、電子申請によりお申込みください。

右のQRコードから、電子申請の方法や事前準備等（市民ポータルサイトへの登録等）についてご確認ください。

電子申請の詳細ページ



＜受付期間＞

【4月入会の場合】	受付期間	決定通知予定日
募集期間	令和7年11月1日（土）～令和7年11月30日（日） 申請方法等のお問い合わせ期限は11月28日（金）17時まで （土日・祝日はお問い合わせ対応を行っておりません。申請に不備がある場合、受付できないことがあります。）	2月上旬
募集期間 終了後	令和7年12月1日（月）以降に東広島市外から転入された方は、青少年育成課 放課後児童係 までご相談ください。（TEL 082-420-0929）	

【5月以降入会の場合】

毎月15日（15日が市役所閉庁日の場合は、その前の市役所開庁日。）17時00分必着（申込完了）で、入会は翌月1日からです。ただし、16日以降に市外から転入された方、または世帯の状況に変更があった方（例：保護者が入院された）は、16日以降でもお問い合わせください。

申込を忘れておられた場合等は、翌々月入会の対象となります。

なお、在職証明書が間に合わない、求職中の場合など必要書類が揃わない場合にも、申込は期限内に行

ってください。（「お問い合わせの多い質問内容」Q2・Q4を参照してください）

※7月入会は令和8年6月5日(金)、8月入会は令和8年6月19日(金)が締め切りです。

（8月入会のみ、定員に空きがあれば令和8年6月26日(金)まで受け付けます。）

7月、8月の入会については、夏休みのみの入会募集と並行して受付を行います。夏休みのみの入会募集については、入会の要件等が通常入会と異なるため、別途夏休みの入会案内を確認してください。

※夏休みのみの入会募集は令和8年5月7日（木）からの予定です。

4 必要書類

児童と同一世帯の18歳以上70歳未満の方



が必要です。

必要書類はスキャンやカメラ等で撮影するなどして作成した電子データを添付してください。

提出が必要な方	必要な書類等の種類	説明
入会希望児童 全員	入会申請 (電子申請による申込)	兄弟姉妹で入会をご希望の場合、児童1人につきそれぞれ申請が必要です。
常勤者、パートタイム労働者、臨時労働者、就労予定の方	在職(予定)証明書 ※3か月以内に発行されたもの ※保育所の申込みのために取得した就労証明書でも可。ただし、入会の要件が確認できるものに限る。 ※間に合わない場合は、お問い合わせの多い質問内容のQ2をご覧ください。	入会の要件が確認できるものであれば、職場独自の様式での提出でもかまいません。(勤務時間・勤務曜日・雇用期間(有期雇用の場合)の記載をお忘れなくお願いします。) ※保護者本人が証明書の作成者の場合は、お勤め先の従業員であることを示すために給与明細などを添付してください。(金額の部分は隠していただいて結構です。) ※適宜職場に電話確認などを行い、証明内容と異なる記載の場合には、入会決定を取り消させていただくことがあります。また、源泉徴収票などの確認をお願いすることがあります。 ※勤務予定の在職証明書は勤務開始後、勤務していることの証明書を改めて提出いただきます。
自営業の方	①申立書 ②開業1年以内の場合は、税務署へ提出した開業届の控えと提出した日付が書かれた「申告書等の提出について」(税務署が配布するもの) (E-Taxの場合は送信データと受信通知を印刷したもの)	※適宜職場に電話確認などを行い、申立内容と異なる記載の場合には、入会決定を取り消させていただくことがあります。また、別途、確定申告書(控)などの提出をお願いすることがあります。

産前産後の方	①申立書 ②母子健康手帳の「出産予定日記載ページ」「母親氏名記載ページ」	産前産後の場合は、出産月の前後3か月間ご利用いただけます。 例 5月15日が出産予定日の場合 産前：2月 1日から利用可能 産後：8月31日まで利用可能
長期疾病・心身障害者の方 介護・看護をしている方	①申立書 ②医師の診断書 ※3か月以内のもの	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・要介護度記載の介護保険被保険者証をお持ちの方は、手帳などを提出いただくことで②の診断書が不要となる場合があります。介護・看護の場合には、必要に応じて後日、ケアプランなどを確認させていただきます。
学生	①申立書 ②学生証（入学前の場合は、合格決定通知）	職業訓練校のように短期間の場合は、通われるコースのカリキュラム（スケジュール）や入校決定通知を添付してください。
農業	①申立書 ②農作業従事内容予定表 ③出荷証明等、営農をされていることが分かる書類	営農されていることを確認するために、別途、確定申告書（控）などの確認をお願いすることがあります。

※在職証明書等の書類は、全体の記載内容が鮮明に写るようにデジタル写真を撮影またはスキャン等をして、申請に添付してください。PDF等の電子データで作成された証明書等は、そのままデータを添付していただけます。なお、原本の確認をすることがあるため、申込後も保管しておいてください。

5 利用料など必要な経費

(1) 利用料・おやつ教材費は、出欠にかかわらず、1日でも在籍している月分をお支払いいただきます。

	利用料	おやつ・教材費
金 額	月～金 18時まで 3,000円/月 月～金 19時まで 3,700円/月 月～土 18時まで 4,500円/月 月～土 19時まで 5,400円/月 ※免除制度あり（詳細は「6 利用料の免除」）	月～金 1か月 1,500円 月～土 1か月 1,800円 ※免除制度なし
支 払 方 法	原則口座振替（振替依頼書は各クラブにて配布します。）	各クラブ指定方法（各クラブに納付）
支 払 先	東広島市役所	各いきいきこどもクラブ保護者会
納 期 限	原則毎月月末	各クラブ指定日
お 問 合 せ 先	市役所 青少年育成課 放課後児童係	各いきいきこどもクラブ
注 意 事 項	お支払いがない場合には、クラブの利用決定を取り消させていただくことがあります。 前年度以前の利用料に未納がある場合には、入会審査を保留とさせていただきます。	

①過去に入会履歴のある児童で口座振替を利用していた場合は、引き続き口座振替でのお支払いとなります。

②既にきょうだい利用されていて、口座登録がある場合は、新規入会児童も同じ口座から引き落としを行います。

③過去の口座登録を停止したい方と、登録口座を変更したい方は青少年育成課へお問い合わせください。

(2) 傷害保険料

いきいきこどもクラブの管理下で行われる活動及び通常経路の往復途上の傷害・賠償責任事故を補償します。万が一の怪我等に備え、傷害保険に原則加入をお願いします。

6 利用料の免除（毎年度、申請が必要です。）

入会児童が、次の①～③のいずれかに該当する世帯に属する場合には、利用料が全額免除されます。免除期間は、免除申請をされた月の利用料から、申請をされた年度の3月分の利用料までです。（例 6月に免除申請を行い、免除が承認となった場合には、6月分から翌年の3月分までが免除）

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 市町村民税所得割非課税世帯（5月までの申請の場合には令和7年度の、6月以降に申請の場合には令和8年度の市町村民税の課税状況を確認します。本市で課税額が確認できない方は、別途書類の提出をお願いする場合があります。）
- ③ 火災や風水害によるり災世帯（青少年育成課にご相談ください。）

利用料免除は、電子申請システムから申請いただけます。

右のQRコードから申請画面にアクセスできます。

利用料の免除申請
ページ



7 クラブ利用開始日及び休業日

利用開始日：原則、毎月1日。※新1年生も、4月1日からクラブをご利用いただけます。

休業日：日曜日・祝日・盆（8月13日～8月15日）・年末年始（12月29日～1月3日）

土曜日の開設・・・中学校区単位で開設（土曜日開設をしていないクラブでは、原則お住まいの中学校区内で開設しているクラブをご利用できます。一覧表でご確認ください。）

8 クラブを利用する時間について

課業日（学校がある日）	放課後～19時	給食が始まるまでは弁当・水筒を持参してください。
土曜日・長期休業日・代休日	8時～19時	給食はありませんので、弁当・水筒を持参してください。

いきいきこどもクラブは、8時に全員が集合し、18時（延長利用者は19時）まで全員いなければならないという場所ではありません。児童にとって、ご家庭で過ごされる時間は、集団生活とは異なる大切な時間です。お仕事が終わられましたら、できるだけお早めに迎えに来ていただき、お子さまとお過ごしください。また、保護者の方のお仕事がお休みの日には、ご家庭でお子さまとお過ごしください。

支援員の指導に従わず、他の児童等に危険行為等を行った場合、利用条件に該当しなくなった場合及び19時を過ぎるお迎えがあった場合には、東広島市放課後児童健全育成事業条例第10条の規定に基づき、クラブの利用を取り消すことがあります。

9 お問い合わせの多い質問内容

Q 1	兄弟姉妹で入会希望ですが、在職証明書は申し込む人数分必要ですか？
A 1	在職証明書は原本を1部用意し、写真やスキャンデータ等の電子ファイルを申請に添付してください。 また、保育所申込のために取得された就労証明書（在職証明書）は、いきいきこどもクラブの利用要件が確認できるものであれば、いきいきこどもクラブの申込にもご使用いただけます（※発行月から3か月以内ものに限る）。この場合は、就労証明書等を添付してください。
Q 2	在職証明書の記入を会社に依頼していますが、東京にある本社が記入するため申込期間内に手元に届かないかもしれません。どうしたらよいでしょうか？
A 2	全ての書類が揃わない場合でも、申込だけは期間内にお願いします。 在職証明書裏面の申立書の「4 その他」欄に「在職証明書は、×月×日まで提出します。（勤務先名と勤務先電話番号）」と記入して電子申請に添付してください。入会審査は 在職証明書が揃い次第 、行います。在職証明書の提出が遅くなられた場合には、翌月1日からの入会ができない場合があります。 ※在職証明書は、できるだけ早く職場に記入依頼していただきますようお願いいたします。
Q 3	令和7年度にいきいきこどもクラブを利用しており、直近に提出した在職証明書を令和8年度の入会のために使うことができますか？
A 3	在職証明書の有効期間（3か月）が切れていなければ、使うことができます。在職証明書の裏面の申立書の「4 その他」欄に「在職証明書は、×月×日頃に提出済。」と記入して電子申請に添付してください。
Q 4	現在は無職ですが、子どもが小学校に入学したら働く予定です。申込はできますか？
A 4	在職証明書の裏面の申立書に求職中である旨を記入の上、電子申請に添付してください。正式な在職証明書（勤務予定でかまいません）をご提出いただくまでは、入会審査を行いません。ただし、勤務予定の在職証明書をご提出いただいた場合は、一旦1か月間の利用承認とさせていただき、勤務開始後に再度在職証明書を提出していただくことになりますので、ご了承ください。
Q 5	申込時点で4月から通う小学校が決まっていない場合、申込できますか？（引っ越しや学区外通学の申請中等の場合）
A 5	申込の際に、小学校を「未定」として申請することが可能です。ただし小学校が決まってからでないと審査を行いません。決まり次第、速やかに青少年育成課（082-420-0929）にご連絡ください。決定した小学校のいきいきこどもクラブの定員の状況によっては、待機となる可能性がありますのでご了承ください。
Q 6	申込の際に記入した小学校が変更になりました。どうしたらよいですか？
A 6	速やかに青少年育成課（082-420-0929）にご連絡ください。変更後の小学校のいきいきこどもクラブの定員の状況によっては、待機となる可能性がありますのでご了承ください。
Q 7	小学校に入学して数週間の学校が早く終わる日だけ利用できますか？
A 7	申し訳ありませんが、 短期間の利用を目的とされているお子さんは対象としておりません。 ただし、夏休み期間のみについては5月初旬より「夏休み期間のみの入会募集」を行う予定です。（春休みのみ・秋休みのみ・冬休みのみという募集は行っていません。）

Q 8	雇用期間が3か月ごとの更新のため、5月末までの在職証明書しか記入してもらえません。どうしたらよいでしょうか？
A 8	利用期間は、採用年月と継続雇用の有無を審査し決定します。採用されてからあまり期間が経過していない場合や、勤務予定の在職証明書の場合、継続雇用の予定が無い場合は、当面6月30日まで（記入されている雇用期間末の翌月末まで）の利用決定を行いますので、お手数をおかけしますが、6月下旬までに6月1日からの在職証明書のご提出を再度お願いします。提出後に利用承認期間を延長します。
Q 9	土曜日だけの利用ができますか？
A 9	申し訳ありませんが、土曜日だけの利用はお受けしていません。
Q 10	子どもたちはどのように帰宅しますか？
A 10	お子さまの安全確保のため、「保護者の方などのお迎え」をお願いしています。しかし、勤務時間や入院等のご都合により、やむを得ず子どもだけでの帰宅を希望される方、高学年の兄姉との帰宅を希望される方もおられます。そうした理由がある場合は、ご家庭でお子さんの安全な帰宅方法についてご検討いただき、入会時に「児童帰宅方法カード」で支援員にお知らせください。支援員は保護者様の責任の下、ご希望に沿った送り出し方をさせていただきます。児童のみで帰宅をさせる場合には、 保護者が全責任を持っていただき、お子様が1人で帰宅する可能性があることもご了承の上、お決めください。
Q 11	クラブに通うのに、何を持たせたらよいでしょうか？
A 11	持ち物はクラブにより若干異なります。入会決定通知が届きましたら、一度クラブにご確認ください。（説明会を開催するクラブは、入会決定通知時にご案内をお送りいたします。）
Q 12	新年度入会の申込が締切までに間に合いませんでした。いつからの入会ができますか？
A 12	4月15日までにお申込みいただき、審査により入会決定となれば最短で5月1日から入会いただけます。（5月以降の予定はHP等をご確認ください。）ただし、クラブの児童数の状況等により、ご希望月から入会いただけないこともありますのでご了承ください。また、期日までに申込手続きができなかったやむを得ない理由（保護者が急に入院した等）のある方はご相談ください。ただし、 <u>申請忘れ・申込期限を知らなかった・求職中のため申請していなかった等の理由は認められませんのでご注意ください。</u>
Q 13	児童の多いクラブでは、クラスを分けると聞いていますが、どのように分けるのでしょうか？
A 13	入会決定対象のお子さまをクラブの定員数に応じて地域で分けることを基本としています。しかし、地域ごとの人数や学年に偏りがある場合には、バランスを考慮し、決定させていただきます。入会いただくクラブは入会決定通知でご案内します。友人関係、その他児童等の個人的な理由によるクラブの変更等はお受けしていません。

Q 1 4	1年生は入学してしばらくは学校が早く終わると聞いたのですが、いきいきこどもクラブの開設時間は14時からようです。学校が終わってすぐに預けられますか？
A 1 4	いきいきこどもクラブでは、児童の下校の時間に合わせてクラブを開設しています。給食開始日や下校時刻は、学校により異なりますので、学校からのお知らせでご確認ください。学校には、毎日連絡帳などで「自宅に帰らせるのか、いきいきこどもクラブに帰らせるのか」をお知らせください。クラブには、欠席される場合のご連絡を必ずお願いします。（連絡方法はクラブにお問い合わせください。）
Q 1 5	いきいきこどもクラブ以外に小学生を預けることができるサービス・支援の仕組みはありますか？
A 1 5	東広島市では「ファミリーサポートセンター」を運営しています。詳細は、東広島市ファミリーサポートセンターにお問い合わせください。 ファミリーサポートセンター 電話番号：082-493-6072 また、東広島市社会福祉協議会ではお互いさま活動の「そよかぜねっと事業」を行っています。詳細は社会福祉協議会にお問い合わせください。 東広島市社会福祉協議会 地域福祉課 電話番号：082-430-8867 <u>なお、内容が事業の目的（趣旨）に合わないとき、提供会員（ファミサポ）・そよかぜさん（協力者）の登録状況により、ご希望に沿うことができないこともあります。</u>
Q 1 6	18時までの利用の申込をされていて、お迎えが18時を過ぎた場合はどうなりますか？
A 1 6	19時までの利用をされている方との公平性を保つため、1度でも18時を過ぎてお迎えとなった方は、19時までの利用への変更手続きをしていただきます。日割り計算はありませんので、月額の利用料をお支払いいただきます。
Q 1 7	いきいきこどもクラブを退会する場合は、どのような手続きが必要ですか？
A 1 7	電子申請により、退会届の申請をしてください。
Q 1 8	既に上の子がいきいきこどもクラブを利用しており、利用料の引き落とし口座の登録をしていますが、下の子も口座登録が必要でしょうか。
A 1 8	不要ですが、同じ口座をご希望されない場合は、引き落としをご希望の金融機関へ口座振替依頼書をご提出ください。青少年育成課へも必ずご連絡ください。

10 申請完了前（申込書提出前）に、もう一度確認していただきたいこと

◆電子申請

☐ 特別支援学級に通っている、持病があるなど、生活上の配慮が必要な場合の連絡事項は入力していますか？	アレルギーなど、生活上配慮が必要なことがある場合も、入力してください。
☐ 同一世帯のご家族は、もれなく入力されていますか？	「同一世帯」とは、住民票上、同一の世帯員を指します。

◆在職証明書（規定様式）

☐ 「就労する曜日」に○がついていますか？	シフト勤務等で不定期の場合、必ず「勤務することがある曜日の全て」に○がついたものを提出してください。
--	--

☐ 「就労時間」欄の太枠内「1 週間平均 ____ 日」は記載されていますか？	記入が無い場合は、必ず「不備のある書類」という扱いになります。
☐ 「勤務時間」欄の勤務時間を記入する枠は、漏れなく記入されていますか？	夜勤や交代制勤務、複数の勤務パターンがある場合は、できるだけ詳しくご記入ください。
☐ 証明日（お勤め先が証明書を記入した日）は、記入されていますか？	証明日が無いものは、いつ証明されたものか分からないため不備となります。
☐ 証明書発行の担当者名（及び連絡先）は、記名されていますか？	証明内容の確認が必要となった場合に、連絡ができません。

◆在職証明書（規定様式）の代わりに、就労証明書や独自様式を使用する場合

☐ 「就労する曜日」が、正確に書かれていますか？	利用要件は、平日 3 日以上（土曜日利用を希望される場合は土曜日も）勤務されていることが分かる必要があります。
☐ 「就労時間」が、正確に書かれていますか？	利用要件は、平日 3 日以上、1 日 4 時間以上、1 5 時以降（東広島市外の場合は 1 4 時半以降）までの勤務があることです。 ※夜勤や交代制勤務、複数の勤務パターンがある場合は、できるだけ詳しくご記入ください。
☐ 雇用期間に定めがある場合（有期雇用の場合）、雇用期間の始期と終期が書かれていますか？	書かれていない場合は、ご利用いただける期間が定められないため不備となります。
☐ 証明日（お勤め先が証明書を記入した日）は、記入されていますか？	証明日が無いものは、いつ証明されたものか分からないため不備となります。

◆申立書を利用する場合（自営業、農業、看護等の場合）

☐ 自営業の方で「従事開始日」が前年 1 月以降の場合は、確定申告の控えや開業届等、開業届を提出した日付が書かれた「申告書等の提出について」（税務署が配布するもの）（E-Tax の場合は送信データと受信通知を印刷したもの）等を添付してください。 それ以前から営業されている場合は、基本的に申立書のみで構いません。	自営業をされていることを確認する書類が必要になります。 税の申告をされていない場合は、別途営業をされていることを証する書類が必要です。
☐ 農業従事者の場合、申立書の他、「農作業従事内容申立書」、出荷証明書等の営利目的で農業をされていることが確認できる書類を添付してください。	自家消費のための農業（家庭菜園を含む）は、就労と認められません。
☐ ご家族の看護（介護）をされている方は、看護等を受ける人の持つ障がい者手帳や、看護等が必要であることを医師等が診断した診断書やケアプラン等を添付してください。	看護等の内容が「就労」に相当することと、保護者が看護等に当たる必要性を示していただく必要があります。

☐ 同一世帯に居る 18 歳以上の兄弟が進学予定や就労予定の場合も、忘れずに申立書を記入してください。	申立書が無い場合は、不備となります。 申立書の「4 その他」の欄に、「進学（就労）予定」であることと「進学先（就職先）」の名称を記入してください。
☐ 同一世帯に居る 18 歳以上の兄弟が、学生である場合は、学生証のコピーや在学証明書を添付してください。	申立書と学生証等のどちらも提出が必要です。
☐ 18 歳以上の兄弟が、住民票上は同一世帯だが実際には学校や仕事の都合で別居している場合は、申立書の「4 その他」に実際に住んでいる居所と、学校や勤務先の名称を記入してください。	この場合、在学証明書や在職証明書は省略可能です。